

1250年リヨンにおけるグロステストと イノセント4世

朝 治 啓 三

はじめに

19世紀末スティブンスン Stevenson のリンカン司教グロステストに関する研究書は、1250年グロステストのリヨン行きについて、その目的は司教区内の教区教会へのヴィカー（司祭代理）の任免に関する免属修道院との紛争や、カンタベリ大司教ボニフェイスとの確執について自説を展開し、教皇庁内部の腐敗や外的脅威に関する説教を行うためであったと述べ、いずれの要求も満足な回答を得られず消耗して帰英したと説明している¹⁾。教皇イノセント4世は皇帝フレデリック2世との対立の過程で、武力によるイタリア攻撃を避けるためサヴォワを通して、リヨンへと避難しそこに滞在していた。したがって当時教皇庁はリヨンにあった。

1250年グロステストのリヨン行きについては、同時代の年代記作者マシュー・パリスが詳しく述べており、20世紀以後の研究者の多くがその記述に基づいて論を展開してきた。しかしベネディクト派修道院の修道士である彼の叙述は、自己の修道院の既得特権を擁護する立場から書かれていることが明白であり、そのまま受容することは危険である。1979年に公表されたボイル Boyle の研究論文は、通説を覆してグロステストのリヨンでの主張が、その後イノセント4世（以下イノセントと略称）によって少なくとも3点について受容され、リヨン行きには効果があったと結論した。本稿ではグロステストのリヨンでの陳述、それに対するイノセントや枢機卿たちの反応やその後届いた教書を史料として論点を分析し、グロステストがこの時期に教皇面前での意見

陳述を行った事例の歴史的意義を解明する。

グロステストがリヨンで教皇に対して陳述した複数の意見のうち「王と僭主の統治について」を、当時ガスコーニュ総督であったシモン・ド・モンフォールが読んだであろうというベモン Bémont の叙述（1884年）を根拠に、1258年に始まるイングランド諸侯による国制改革運動の構想を彼に与えたのはグロステストであるという言説が、過去20年余りの間に幾人かの研究者によって唱えられている。果たしてシモンはグロステストの影響下に国制改革運動を始めたのか、本稿ではこの点についても解明を試みる。

I リヨン文書とその内容

1. 史料

グロステストの著作のオリジナルとその写本を網羅的に研究したトムスン Thompson によれば、グロステストは1250年リヨンで教皇と5度会見し、複数の説教 Sermon を行った。これらの説教と関連する文書とを合わせて9種をまとめて、随行したリチャード・グレイヴズエンドが帰英後教皇庁へと送った²⁾。14世紀以降の複数の写本がイングランド各地に残されている³⁾。トムスは9種の写本にそれぞれ Lyons1~Lyons9 の番号を付けた。

トムスンに従って各文書の内容を略記しておく。Lyons1は Memorandum とタイトルを付けられ、リヨンでの陳述内容の総論の役割を果たす。Lyons2は、1253年のものであり、イノセントのネポティズムへの抗議であるが、グレイヴズエンドはリヨンでの説教の内容に関係するとみなして、一括して教皇庁に送った。Lyons3は Parabola と名付けられ、カンタベリ大司教による巡察時の接待 Procuration が過剰であると戒めている。Lyons4は Conquesto Cleri Angeli と名付けられ、同じく大司教による過剰なプロキュレーションへの抗議に続いて、ヘンリ3世による十字軍課税を教皇が承認したことへの疑問の呈示である。Lyons5は Propositum と名づけられ、グロステスト自身の司教区

内の巡察が正当に行われているという主張である⁴⁾。Lyons6はDe Regno et Tyrannideと名付けられ、王政は正しくあるべくして、それに反するものは僭主政とみなされると主張する。この要約を上記のシモンが読んだとみなされている。Lyons7はDe jure eiusque apparatibusと名付けられ、神の法と人定法との違いを述べる。Lyons8はLeges et justoと名付けられ、人が作った法は間違いを含む可能性がある⁵⁾と述べる。Lyons9はDefensure suiと名付けられ、教皇や枢機卿からの批判に応える形で、教皇による聖職叙任の結果、イングランドの聖職禄が外人によって占められていると批判している。

トムスンが掲載した複数の写本総てを比較検討し、異同を調べたうえで、原本に近いと想定される形で公刊したのはジーベン Sieben である⁵⁾。写本の同定は網羅的であり⁶⁾、転写、校訂は行き届いている⁷⁾。A, B, C, E, L, M, Pの7種類の写本を比較したうえで、BL. Royal 6 E V, ff. 126ra-131vbを底本とした転写版が稿末に付されている。

刊本を最初に公表したのは17世紀末のブラウン Brown⁸⁾である。彼の版はCambridge Trinity College B. 15. 20を底本としている。最初のMemorandumのみの転写・刊行である。またウォートン Wharton が1691年にグロステストの著作の一部を印刷、刊行したがその中に、リヨンでの陳述の一部が収録されている⁹⁾。

ジーベンの史料が公刊されて以後、研究者はこれを史料として用いてきたが、1997年にガーリング Goering がジーベンの研究成果を取り入れた上で、その後の史料発掘の成果をも取り入れて事実認定を改訂し、修正すべき点を提示する論文を発表した¹⁰⁾。ここではガーリングに拠りつつ、グロステストのリヨンでの陳述を整理しておく。トムスンがリヨン文書として分類した9種の文書のうち、1253年の文書を除く8種の文書を、グレイヴズエンドが並べた順にジーベンが印刷し、ガーリングはその方式を踏襲して、述べられた日付順に整理したので、その結果をもとに一覧表を作成しここに掲げる。

発表された日	Thompson	Gieben	冒頭の話	略称、その他
① 5月13日	1	1	anno domini	memorandum
	2		Intelleximus	書簡128, querimonia
	3	2	pater familias	Parabola
②	4	3	Itaque post	Conquestio cleri Anglici
②	5	4	Deinde	Propositum, verbatim
③	6	5	Tertio	Regno et Tyrannide
④	7	6	Quarto, quia	jure eiusque
④	8	7	Tandem idem	lege et juste, verbatim
⑤	9	8	Interim	Defensio sui

2. リヨンでの陳述

グロステストがイングランドからリヨンへ渡航した理由についてマシュー・パリスは、テンプル、ヨハネ両騎士団はじめ、教皇から免属特権を得た多くの宗教団体が、リンカン司教の厳しい巡察に反対して教皇へ上訴した件に対処するため、と述べている¹¹⁾。1250年5月13日リヨンで教皇イノセント4世と枢機卿たちの前に進み出たグロステストは、用意してきた文書のコピーを教皇と枢機卿たちに渡し、枢機卿の一人がそれを読み上げた¹²⁾。ガーリングに従ってこの第1文書の内容を要約すると¹³⁾、次のようになる。①旧約聖書時代以来の神の教えから始まり、初期教会の歴史を辿り、司牧とは何か、教皇の務めとは何かを説く。②牧者、使徒、教父の意義。司牧者の間違いとその是正。神の代理人の説明の誤りの是正、イスラムという敵について。説教者の失敗。これらの諸悪の根源は教皇庁にあるので、司牧に努め救霊義務を果たすべし。③ネポティズムは過去の教皇の悪しき前例がある。司祭が教区に不在であることは、シモニアに通じ、これは敵とみなされる。④下位の聖職者の罪は彼を選任した者の罪である。修道院を免属にするのは悪である。教階制は重要であるが上位者は下位者を妨げてはならない。高い倫理観が必要である¹⁴⁾。⑤教皇が武力で

皇帝と対決することは司牧とは言えない。教皇が贈り物を受け取るのは詐欺行為である。空位聖職禄収入を私物化することは悪である。聖書に基づいて行動せよ。不適格司牧者を追放することは教皇の責任である。

このように Memorandum は、この日以降に述べられる予定の陳述の内容を要約した形式で、上訴された論点についての具体的な説明ではない。

第1回目の会見で述べられた陳述と第2回目の会見での陳述との間に、関連するがその場で述べられたのではない二つの文書が挿入されて、教皇庁へ送られた。トムスの Lyons2 は1253年に教皇イノセント4世が督促した、自身の甥をリンカン司教座聖堂参事会の参事会員とせよという叙任・宛行命令への反論である。これはリヨンでは述べられてはいないのでジーベンハリヨン文書に入っていない。ジーベンの第2文書 Parabola（トムスの Lyons3）は、カンタベリ大司教の過剰な接待要求をたとえ話を用いて批判した内容で、豊かな地主（キリスト）、牧草地（司教管区）、主たる牧人（司教）、その監督（大司教）、特別な牧人（教区司祭）、羊（信徒）、在地監督（助祭）のたとえによって構成されている¹⁵⁾。大司教は他の司教たちとともに教皇庁へ抗議すべきであるという趣旨になっている¹⁶⁾。従って教皇への抗議文ではないので、リヨンでは陳述されてはいない。

第2回目の会見は数日後に行われた。ジーベンの第3文書 Conquestio では、カンタベリ大司教による巡察時の接待 Procurations の過剰さに反対するイングランド聖職者たちからの不満が述べられて、後日文書で教皇に送られた。内容は、大司教による不必要なプロキュレーションによってイングランドの聖職者全体が抑圧されているので改善されるべしというのが前半で、後半は国王の十字軍課税を教皇が認めたので、聖職者が抑圧されているから改善されるべしというものである。ヘンリ3世の十字軍宣誓は1250年3月で、課税承認は4月11日のことなので、グロステストがリヨンに到着後に伝わった情報に基づいていることになる¹⁷⁾。第4文書 Propositum はこの場では口頭で述べられ、のち帰国後にグレイヴズエンドによって文書化されて教皇庁へ送られた。カンタベ

り大司教の巡察とは対照的に、リンカン司教としての自己の巡察は抑圧にならない工夫をしているので参考にすべきであると提案している。托鉢修道会が税金徴収係として動員されている点にも苦言を呈している¹⁸⁾。教皇からのその場での返事もあった模様で、グレイヴズエンドがつけた説明では、大司教のプロキュレーションは *jus commune* 普遍法で認められていると指摘されたという¹⁹⁾。

第3回目の会見では、前回の会見での教皇の指摘に対してグロステストは、カンタベリ大司教による巡察とその際のプロキュレーションが、信徒や下級聖職者への抑圧であることを指摘した。第5文書において自ら完成したアリストテレスのニコマコス倫理学注釈²⁰⁾に基づき、世俗の国王は、教階制における最高位の聖職者に代表されるような精神界の王 *rex spiritualis* という、聖書にある概念を適用すれば、司牧者とみなされ得ると述べる。カンタベリ大司教のプロキュレーションがたとえに挙げられていることから、大司教を僭主 *tyrant* とみなしていることも読み取れる²¹⁾。不必要な巡察やプロキュレーションを教皇が廃止することは、普遍法に反してはいない。真の王 *rex* に比される大司教には豊かな富が備わっているので収奪する必要はないはずだ。普遍法もすべての人定法も神の法に下属するべきであり、神の法に拠れば大司教が実行している収奪を処罰すべきであろうことを示し得るという趣旨である。

第4回目の会見では、前回最後に述べたカノン法も人定法であり、神の法に下属するとの主張に、枢機卿が疑問を呈したので、それに回答したのもであると、グレイヴズエンドの解説は述べている²²⁾。すなわち第6文書で聖書や偽ディオニシウスの *De ecclesiastica hierarchia* によれば、神の法は人定法やその派生物に優越し、人定法によってプロキュレーションが認められていても、神の法は不必要なそれを認めないので、教皇や枢機卿は新規のプロキュレーションを差し止めるべきであると、グロステストは述べている。ここで言われている「派生物」とはグレゴリウス9世の *Decretal* を指し、1245年に現教皇もそれを確認した²³⁾。第7文書ではその例を挙げている。人定法はそれ自体は

真であっても、この事例全てに適用可能とは言えない。例えば、借りたものを所有主に返却するという法は正しいが、たとえ所有者であっても精神病者に凶器を返すのは正しくない。高位聖職者は神の法に従い、その時々々の状況を踏まえて人定法に拘束されずに判断すべきであると²⁴⁾。大司教は神の法に準拠しない搾取を止めるべきであると結論する。

第5回目の会見では、それまでに述べてきた内容が、教皇や枢機卿を攻撃するものとして受け取られているとの悪意のあるうわさを聞いたので、それに反論すると第8文書の最初で述べる。それらの攻撃は身に覚えがなく、内容の判断を教皇や枢機卿に委ねる。自分は教皇によって叙任され、ローマ教皇庁を愛し、教皇権威の偉大さに伴う大いなる責任を自覚して頂きたいとの思いを伝えたのであるからと。

5回の会見が終わったのちもリヨンには9月下旬まで滞在し、同月末に帰英した。マシュー・パリスによれば、費用をかけたが満足な結果を得られなかった、と評されている²⁵⁾。マシュー・パリスの記述に依拠して19世紀のルアードから20世紀末のサザーンに至るまでの研究者が、グロステストのリヨン行きは目的を達成しなかったと結論しているが、果たしてこの評価は正確であろうか²⁶⁾。(この点については後述する。)

グロステストの陳述目的の一つである、司祭が現地に常在しない教区について司教が司祭代理 vicar を配置し、しかるべき手当を給するようにとの主張に対して、その内容の措置を命じる教書を、9月25日にリヨンでグロステストに与えた²⁷⁾。その教書には、その教区が免属特権を持つ修道院領にあっても、司教の権限が優先するとも書かれており、グロステストの主張が認められたといえる²⁸⁾。グロステストは、教区司祭が教区民に対して十分な司牧を実施できていない現状を、巡察を通して知り、不適当な司祭を解任しその禄を回収した。教皇がイタリア人などの外人をイングランドの聖職に叙任した場合、その多くの者が現地に赴任せず、司牧活動を実行していなかった。教区民からの不満を背景に、司祭代理を置くように要求しており、リヨンの教皇庁でその旨主張し

た²⁹⁾。次に述べるパンティンが整理した4つの論点のうち第2番目は要求通り達成された。

3. 外人への聖職禄宛行問題

1250年9月末に帰英したのち、グロステストは司教区巡察を再開し、また教会会議でもラテラン公会議決議に基づく改革推進の立場で発言した³⁰⁾。未解決の論点のうち、外人への聖職禄宛行の制限について、ボイル Boyle が従来説を覆す史料解釈を披露したのでそれを紹介する。

1250年リヨンでグロステストがイノセントに向かって陳述した内容を、パンティンは4つの論点へと整理した。①教皇庁による特免 dispensation, 聖職叙任 provision, 聖職禄宛行 collation によるキリスト教信仰の破壊, 良き司牧者の喪失。②免属修道院による教区司祭への禄の宛行がシモニアを引き起こし、しかるべき司祭代理でなければ司牧が不完全になる。③教皇の至上性を認めるが制限が付く。④大司教による不要な接待, 裁判におけるカノン法手続きの煩雑, 俗権による教会裁判への介入, 聖職者の国王行政への登用³¹⁾。このうち教皇庁による聖職叙任に基づいて、司教がその被叙任者に聖職禄を宛がわねばならないのかという論点に焦点を当てて、史料の新たな解釈をボイルが示した。

ボイルによればグロステストが教皇に意見陳述を行う契機となったのは、教皇が外人をリンカン司教区内の聖職に叙任する際に、その教書に non obstante (「たとえ～であったとしても」, 或いは「にもかかわらず」の意) の語句を用いて、先に与えていたリンカン司教への特権状を無視する命令を何度も繰り返していたからであるという³²⁾。グロステストはそれらの一部を認めて教皇による外人叙任に応じたが、大半の外人については聖職禄の宛行を拒否した。それは1239年に時の教皇グレゴリウス9世から、「教皇に叙任された人物であっても司教の判断で禄を宛がわなくてもよい」という趣旨の特権を与えられていたからである³³⁾。ところがイノセントは non obstante という文言を使って、先の特権を無視する叙任教書を発行した。先に特権授与があったとしても、今

回の叙任を実行せよという趣旨である。これが繰り返された時グロステストは、教皇に直接面会して是正を求める必要を感じて、リヨンへと向かったとボイルは解釈した。そして第1回目の会見時に述べた Memorandum の第37項で、グロステストはそのことに触れている³⁴⁾。マシュー・パリスマイもイノセントの先述の特権無視を批判している³⁵⁾。

ボイルが注意を喚起しているのは、グロステストはイノセントが世俗化しているからと言って非難しているのではなく、教会の階層性の頂点に立つ教皇にふさわしい判断をしていない点を改善するように求めているという点である³⁶⁾。教皇がその前任者の決定を無視するために non obstante の文言を多用することは、教皇庁の権威を損なう致命的な罪であるゆえ、司教は改善を呼びかける義務があると彼は自覚している。彼がこの行為を実行したのは1241年にも同様の事例があったからである。前教皇グレゴリウス9世は非を認めて撤回した。ところがイノセントは1245年4月27日と、1247年6月1日の教書で、特権を認めていたにも拘わらず、その後否認した³⁷⁾。イングランドの騎士修道会などから巡察の厳しさと教皇庁へと上訴されるという状況に、グロステストは直接意見を述べるチャンスを見出した。

1250年5月にリヨンで意見陳述をしたが、すぐには回答はなかった。しかし1253年10月上旬に司教が Buckden で死んだ3週間後に、11月3日教書 encyclical letter, *Postquam Regimini* が発行された。イノセントは教書の最初の段落で「自分は外人への聖職叙任についてかつて誤ったかもしれない」と認め、不公正な人物によって頼まれたり、自分が強制されて、より良き判断に逆らって誤った判断をしたと述べている。教書本体部分では「今後は、あらゆる高位聖職者、参事会、修道士会、推挙権者は、自己の判断で聖職給 Prebend、聖職禄 Benefices、収入 Incomes で、教皇庁での奉仕により教皇庁やその他によって外国人に与えられた *oriundis extra regne in quibus habenter canonicatus et praebendae* ものを、別人に与えてもよい」と述べて、外人叙任を司教に強制しない旨明言した³⁸⁾。ステイヴンソンもこの解釈を取っている³⁹⁾。

この教書は全ヨーロッパの高位聖職者宛に送られており、リンカン司教に特化したものではない。マシュー・パリスはリンカン司教の怒りを和らげる目的でその場凌ぎの言い訳であるとみなしているが⁴⁰⁾、ボイルは、イノセントがわざわざ「自発的に *proprio metu*」と書いているので、従来の公式見解を修正する意思を持っていた、とみなしている。そして教皇は「今回の新しいスタテュートに反するものは、すべて破棄せよ」とまで述べている。教皇が過去の間違いを認める前例は無い訳ではないが、スタテュートに反するものは破棄せよとまで言ったことは無かった。バートン年代記は「イノセントはグロステストの上記の書簡を受け取り、読み、理解してすぐ、以下の教書を30部以上の複写を作成して送付した」と述べている⁴¹⁾。

ここまでイノセントが譲歩すると、グロステストの主張の重要部分が教皇によって認められたことを意味するのではないかとボイルは結論している⁴²⁾。パンティンの挙げる4つの論点のうち最初の論点はグロステストの要求通りとなった。通説では同じ史料をマシュー・パリスの説明に影響されてグロステストの敗北と解釈していたが、ボイルはイノセントの「自発的に」の語 *proprio metu* に注目して、異なる読み方を示した。では教皇はグロステストとの会見のすぐ後ではなく、何故3年後にそれまでの方針を変更したのか。この点についてもボイルは新解釈を示した。

グレイヴズエンドがグロステストのリヨンでの陳述を文書化して教皇庁へ送ったのは、1250年に帰英して直後のことではなく、1253年1～3月のことではないか。なぜなら、上記のようにトムスンが挙げた9種の文書のうち、2番目の文書は1253年に起きた事件が扱われているからである。それを含めて一括して発送し得るのは、1253年以後であろう。その事件とは、グロステストのイノセント宛書簡128に、イノセントの甥にリンカンの聖堂参事会員職を宛行うように叙任せよと督促する教皇書簡が、同年1月26日までに届いていたことが語られ、教皇のによる甥の叙任をグロステストが非難することが語られている事例のことである。おそらくグロステストが、教皇の甥を参事会へ受け入れる

ことを受け入れを拒否する書簡をイノセントに送っていた⁴³⁾。イノセントはそれに対して、5月に（日付は23日など史料により様々）イングランドの司教たちに宛てて、「これまでもイングランドへの外人の聖職叙任を止めてきた。叙任の費用としての8000マルクを維持するつもりはない」と書いた教書を送ったことを、マシュー・パリスが伝えている⁴⁴⁾。ネポティズムを批判されたイノセントは、書簡128の内容を読み、グロステストの決意が固いことを知り、グロステストが主張する司牧者としての立場から、自分の甥をイングランドの聖職へと叙任することを司教が拒否し得ると認める教書 *Postquam Regimini* を、11月3日付で発行したとボイルは推測している⁴⁵⁾。この教書が西欧全ての高位聖職者宛なので、単にグロステストを宥めるためだけとは言えない。

イノセントからグロステストへの譲歩はこれだけではない。バートン年代記は、1251年5月にイノセントの教書がカンタベリ大司教管区の属司教たち宛に送られ、大司教による修道院などへの巡察が過剰に行われているとの苦情を受けたので、今後は属司教たちとの協議のうえで巡察はなされるべし、また小教区教会の司祭やその代理は巡察から免除されるべしと命じた⁴⁶⁾。これは上記のパンティンの論点の④が、リヨンから帰国後1年以内に、イノセントの教書によって改善されたことを意味する。

残っている論点は③の教皇の至上性をグロステストが否定しているか否かである。サザンは「真の教会はイノセント4世に対して全員が反旗を翻すか否かの瀬戸際にあるというのが真実である」と述べて、両者の対立を強調する⁴⁷⁾。これに対してボイルはグロステストが教階制を認め、教皇の至上性をも前提にしたうえで、教皇権の行使に当たっての問題点を警告したのであるとの解釈を示している⁴⁸⁾。そしてイノセントがグロステストから批判を受けたのちも、発言を許し、グロステストが発言終了後もリヨンに暫く留まっていたことから、グロステストが主張する司牧を実践する上での教会運営の問題点の改善についての、両者の意見は対立していたとは言えない、と結論している。ガーリングはボイル説を支持して、グロステストのリヨン文書はイノセント弾劾というよ

り、議論提起として理解されるべきであると述べている⁴⁹⁾。パンティンの4つの論点を検討した結果、グロステストが提起した論点については、イノセントは改善する旨の回答を示したといえる。

しかしこの時以後、教皇による外人のイングランド教会の聖職への叙任が行われなくなったのかといえ、それは正反対の結果となった。スミス Smith, T. W. がイノセント4世以後13世紀末までの歴代教皇によるイングランド聖職への叙任回数を調べた結果を報告した。教皇ごとの叙任数を調べると、イノセント4世（在位1243-54年）は48回、アレクサンダー4世（1254-61年）は55回、ウルバン4世（1261-64年）は38回、クレメンス4世（1265-88年）は6回、ニコラウス4世（1288-92年）は50回、ベネディクトゥス4世（1303-4年）は53回である⁵⁰⁾。つまり全く減少していない。グロステストの教皇への警告はイノセントによって順当に受け止められたが、外人叙任はそれとは異なる理由によって行われたといえる。これについては後述する。

1979年のボイルによる史料解釈の変更は、1997年にはガーリングによって追認されたが、マカヴォイ McEvoy も2000年刊行の書で、神学研究者の立場からボイル、ガーリング説を支持している。理由の一つはグロステストのリヨンでの陳述が明らかにした問題点について、イノセントの教書によって改善されたからである。すなわちカンタベリ大司教の巡察に伴う過剰な接待要求、免属修道院による教区司祭の推挙権から生じる司祭の不在、司教の巡察に不満な修道院や修道会から教皇への上訴を制限する件について、司教権限を確認した。実現しなかったのは、世俗支配者である国王による十字軍課税が聖職者を侵害する件の改善要求である⁵¹⁾。1239年のグレゴリウス9世から授与された特権を、イノセント4世が無視した点に注意を払って、幾度かの無視例を経たのちリヨンまで出かけて抗議した結果、イノセントが「自らが間違えたかもしれない」とまで回答する教書を発給したことを、ボイルが史料から読み取った点は、それまでの研究者の説を乗り越えたと評価した。その後、マカヴォイ説を批判した研究論文は、管見の限りでは見当たらない。

II グロステストからシモンへ

前節ではグロステストがリヨンでイノセントに陳述した論点に対して、イノセントがしかるべき回答を与えたのか否かについて史料を吟味した。グロステストの陳述のうち、そこでは触れなかった論点についてここで取り上げる。アムブラー Ambler は、同じ史料を用いて次のように問題提起した。「グロステストの論述のうち僭主への対処方法と、役人の管理についての見解が、バロンの国制改革運動のいくつかの局面に影響を与えたとマディコット Maddicott は述べたが、グロステストの Memorandum, アリストテレス注釈, その他に表現されている王政 Kingship と王の権力 royal power についての見解に関する議論, およびそれがバロンによる国王の権力を奪取することや改革計画と如何に関係しているのかという問題は残されている」ので、自分は「王政と王権力についてのグロステストの見解を図式化し、それがシモンやバロンたちのカウンスルに与えた影響を明らかにする」と⁵²⁾。

アムブラーの議論をもう少し述べておこう。グロステストはリヨン文書の Memorandum の省略版 Abbreviatio をシモンに送ったが、それは大いに効果を発揮し、特にグロステストがアリストテレスの論理を如何に現実にあてはめたのかをよく示している⁵³⁾と彼女は述べ、グロステスト精神が最もよく示されているのはこの時改革派バロンがとった政策、すなわちグロステストの親近者であるジョン・クレイクホール John Crakehall を財務府長官に任命したことに表れていると⁵⁴⁾指摘している。司教から世俗諸侯への影響を思想面ではなく、論述内容の現実政治への適用、すなわち改革派諸侯が国王からの権力奪取、特にバロンが国王役人を任命するという政治現象として捉えていることがアムブラー説の特徴である。果たしてこの説明は実証し得るものなのか。

シモンがリヨンでグロステストと出会った可能性があることはベモン Bémont が指摘している⁵⁵⁾。グロステストがイングランドからリヨンに向かったのは1250年1月末で、2月から4月まで教皇には会えずその地に滞在し、5

月13日に初めて教皇の面前に立った。一方シモンは5月初めにリヨンに滞在したことが記録されている⁵⁶⁾。したがって同じ時期にリヨンにいたことは可能性はあるが、両者が面談したという記録はない。ベモンは直接の接触ではなく、間接的な助言があったとみなしている。すなわち、フランシスカンのアダム・マーシュからグロステスト宛の書簡に、グロステストから「王と僭主の統治について de principatu regni et tyrannide」の省略版 *abbreviatio* が、シモンの印章付きで送られてきていたが、この度それを返却するという内容の記述が見られるから、シモンがグロステストの論文を読んだことの証拠にはなり得る、と述べている⁵⁷⁾。しかしグロステストの論文の内容が、シモンの国制改革運動に影響したのか否かは、推測するしかないと言っている⁵⁸⁾。

アムブラーはさらに踏み込んで、グロステストによる聖書の王に関する解説（神は人間の望みに応じて王を与えたが本意ではなかった—サムエル記）に含まれる王とその墮落の議論が、バロンによる国王からの権力奪取を引き起こしたと述べている⁵⁹⁾。しかし上記のように、シモンが読んだかもしれないグロステストの著作は、リヨンで彼が教皇に陳述した「王と僭主の統治について」であり、聖書の王権論ではない⁶⁰⁾。上記したアムブラーの問題提起は、グロステストの他の著作（アリストテレス注釈や聖書の王権論）もシモンが読んだであろうとの想定の下になされており、事実に基づいていない。グロステストの王と僭主の議論の著作年代は1240年代といわれており⁶¹⁾、シモンがそれを読んだ、或いは伝えられていたという証拠は存在しない。

むしろアムブラーが証拠として言及すべきであったのは、グロステストのリヨンでの第5番目の陳述である「王と僭主 Regni et Tyrannidis」論である。アムブラーの論文ではこのタイトルは全く言及されていない。ベモンの該当箇所を紹介しておく。「アダム・マーシュはリンカン司教グロステストに宛て、『猊下がレスタ伯の封印付きで、私にお送り下さった猊下ご自身の de principatu regni et tyrannidis の要約版 *abbreviatio* を、お返しします』と書き送った」という記事である⁶²⁾。この記事から読み取れるのは、この論文の「レ

スタ伯の印章付きの要約版がグロステストからアダム・マーシュに送られ、のちそれをマーシュがグロステストに返却したという内容である。アダムがわざわざ、「レスタ伯の印章付きで」と書いたので、グロステストが自らその省略版の論文を先にシモンに見せていたのかもしれない、という推測が可能である、とベモンが書いているのであって、シモンがそれを実際に読んだのか否かは確定し得ない⁶³⁾。その個所をマディコットはシモンが読んだものと推定し、アムブラーはその推定に追従した。ただしこのアダム・マーシュの手紙の日付はローレンス Lawrence によれば、1249年1～6月とされているので⁶⁴⁾、もしこの日付が正しいとすると、グロステストがリヨンでこの文書の内容を陳述した1250年5月と符合しない。

このグロステストの論述は次のように始まる。「王と王政、僭主と僭主政について、政治哲学者は次のように言った」⁶⁵⁾。グレイヴズエンドが付けた解説によれば、前回の会見時の際、グロステストがカンタベリ大司教が過剰な接待費プロキュレーションを管区内司祭や修道院から取り立てていると非難したあと、教皇や枢機卿たちから、「プロキュレーションは Jus Commune 普遍法に基づいている（合法である）との回答があったのに対して、それに反論するために述べられた」とある⁶⁶⁾。ジーベンの史料では4節に分かたれ、最初は上記のように、アリストテレスが王が僭主へと墮落する原因を説明する箇所から始まる⁶⁷⁾。アリストテレスによれば統治の最良の形態は王政であり、それが墮落すると僭主政になる⁶⁸⁾。僭主は私利を追求するが、王は臣下に友愛を示す。「我々は人間よりも理性に統治させるべきである。人間は私利を追求し僭主に成り下がるからである。Non sinimus principari huminem sed rationem, quoniam homo principans sibi ipsi plus tribuit bonorum et minus malorum et sic fit tyrannus」

続けてグロステストはカンタベリ大司教による管区巡察とその際の接待費プロキュレーションの搾取を次のように非難する。（以下パンティンの解釈を引用する。）聖書によれば、世俗の国王の統治権 *regia potestas regitiva* は魂の統

治 potestas regitiva animarum の一形態である。精神界の王である高位聖職者・司教は理性的精神を統括する権力を与えられており、精神界の父として自己よりも下位者を優先する義務を負っている。精神界の王の地位に置かれた者は、十分な富があれば僭主のごとく下位者から奪う必要はない。不必要な巡察によって奪うなら僭主へと墮する。プロキュレーションが普遍法によって認められているというのは言い訳に過ぎない。実定法である普遍法は人の作であり、神の法に下属するからだ。人定法と神の法が対立するときは神の法につくべきである⁶⁹⁾。

ベモンが、グロステストからシモンへ貸し出された論文の要約に書かれていた、と述べた内容は以上がすべてである。これをヒントにしてシモンが国制改革を計画したと、実証し得るであろうか。文面だけではとてもそこまでは言えない。何故なら扱われているテーマはカンタベリ大司教のプロキュレーションへの非難であり、王の僭主化防止策ではないからだ。グレイヴズエンドの解説文からは、教皇側からの反論はなかったとみなされる。マカヴォイも同意見である⁷⁰⁾。

グロステストのこの陳述における主張を整理してみよう。アリストテレスの主張は、グロステスト注釈では次のようになる。(人間界における)統治の最良形態は王政であり、それが墮落すると僭主政になる、墮落の原因は人間が私利を追求することであり、墮落を防ぐには理性につくべきである、ということである。これを受けてグロステストの主張は次のようになろう。世俗王の統治は魂の統治の一形態である。王政は神が与えたのではなく人によって制度化された⁷¹⁾。大司教は精神界の王になぞらえられ、理性をもって統治するのが大司教の任務である。大司教が世俗的富を追求すると(=プロキュレーションを搾取すると)、僭主へと墮落する。教皇はプロキュレーションを普遍法に規定された権限として弁護したが、カノン法は人定法ゆえ神の法に下属し、精神界の王としての弁明には使えず、神の法につくべきである。

すなわち、プロキュレーションの過剰搾取は世俗的罪であり、理性による統

治に反すという論理である。世俗の王は私利にかまけて僭主化し得る。大司教が俗人のように私利につくと僭主化するので、司牧者たれとグロステストは警告している。ここから読みとれるのは、大司教の墮落防止策であり、国王から権力を奪えという主張ではない。アンプラーは、第5文書ではなく第4文書の内容をここに当てはめて、リンカン司教自身の巡察では接待を自己負担で賄っている例を挙げ、教皇が大司教に歯止めをかけるようにと司教が訴えているという内容を紹介している。するとますます世俗の王政の話から遠ざかる。いずれにしてもその第4文書をシモンが読んだことは実証されていない。1250年リヨンでシモンがグロステストから国制改革の示唆を受けたという仮説は実証困難である。

バンティンは、グロステストはシモンの精神的指導者ではあるが、国制改革諸侯たちの指導者ではなく、アダム・マーシュ書簡の文言を根拠として⁷²⁾、グロステストがシモンへ意見を伝えたこととみなす解釈は、一方的である⁷³⁾と述べている。サザンは「王と僭主」論とシモンの国制改革とを結びつけてはいない⁷⁴⁾。パウイクは因果関係ありと述べている⁷⁵⁾。

もしシモンが「王と僭主」論から学ぶことがあったとすればそれは何か。グロステストは教えのなかで、世俗王の統治は魂の統治の一形態であるの箇所は、王であれ諸侯であれ俗人の権力者が世俗権力構造の中だけで統治を構想することを戒めており、この教えはカトリック世界観における世俗国家の位置づけを、レスタ伯としてのシモンに示唆し得る迫力があつたのではないか。しかしこれは想像の域を出ない。

Ⅲ リヨンにおけるグロステスト陳述の歴史的意義

1. グロステストの問題提起とイノセントの回答

グロステストが1250年リヨンで指摘した教皇庁の施策の問題点のうち、いくつかについては、その後教皇庁が改善の命令を発したことを第1節で確認し

た。次に第2節で、グロステストからシモンへ国制改革に関する助言があったことは、史料からは確認できないことを確認した。グロステストはシモンに対して、あくまでも司牧の指導をしたのみであって、世俗信徒の間の交渉についての指図を避けていたことも判明した。これら2点を踏まえうえて、グロステストのリヨン行きの歴史的意義を考える際、考察すべきはイノセント4世や教皇庁が、グロステストの指摘を受けた後、それまでの方針を変更する理由は何か、またグロステストが世俗国制に関わることを避けたのは何故かであろう。

A. L. スミスに拠れば、ローマ教皇は1245年のリヨン公会議以降、西欧各地への司教など高位聖職へのイタリア人の叙任を繰り返しており、イングランド聖職者はこれに反発していた⁷⁶⁾。1250年のグロステストのリヨン行きはその文脈で語られねばならない。すでに見たように教皇は1253年11月3日の教書で、教皇が外人を叙任した場合であっても、その者への聖職禄宛行は現地の司教の裁量を認めた。しかしその後も、教皇によりイングランド聖職への外人叙任は収まらなかったことも確認した。グロステストが教皇庁が行う実際の叙任が司牧に反すると強調したにもかかわらず、このように背反する2種類の聖職叙任策を教皇庁がとり続けたのは何故か。それは司牧以外の理由がそうさせたと考えざるしかないであろう。

信徒に司牧を施すカトリック信仰の本旨から言えば、イングランドの聖職へ外人を叙任することは、遥任や、異言語による意思疎通の不調によって司牧がなされないこと、また現地に滞在しない司牧者を通して、聖職禄からの収入がイングランドから教皇庁やイタリアへ流れ出ることを意味する。グロステストが何度も述べているように、聖職禄からの収入は、在地信徒の司牧のために使用されるべきである⁷⁷⁾が、教皇庁が説明した使用目的は「フランス王による異教徒攻撃支援」であり⁷⁸⁾、「皇帝フレデリック2世との対立」に要する費用を賄うため⁷⁹⁾という戦争目的であって、司牧ではなかった。グロステストのカトリック信仰観においては、世俗世界は神の世界の中に取り込まれており、神の

代理人としての教皇が世俗世界を司牧によって導く役割を神から与えられている。1252年5月23日の教書では、外人叙任であっても「教区のためになる」と叙任を正当化していた⁸⁰⁾。しかしその後1253年11月3日の教書で、イノセントが叙任をめぐって自分もかつて誤ったかもしれないと認めたとき、教皇は叙任権に関してカトリック神学に則った回答をした。

グロステストが指摘した別の論点についても、教皇はカトリック信仰の司牧の精神に基づいた回答をした。上記のようにグロステストは、カンタベリ大司教による巡察時のプロキュレーションが過剰であるとイノセントに指摘した。これに対して、グロステストがリヨンから帰国して約1年後、1251年にイノセントは司教の主張を承認する一連の教書を発行した⁸¹⁾。その内容は、カンタベリ大司教が過剰なプロキュレーションを得るために行う巡察を禁じ、属司教たちとの協議のうえで巡察すべきことを命じた。その回答文にはグロステストがリヨンで述べた文章が取り入れられている箇所があるので、指摘を踏まえての回答であるとみなせるとガーリングは述べている⁸²⁾。

リヨンでのグロステストの発言の趣旨によれば、巡察の主目的は、教区信徒に司牧を施す有能な司祭が任じられているか否か、修道院が推挙権を持つ教区を宛がわれた司祭が現地に常住せず、聖職禄収入を得ながら司牧をなさないのではないかを調べることであるが、大司教は巡察を名目に訪れた教区や修道院で接待を受ける権利を主張して、接待費として収入を得ており、これは司牧の精神に悖るというものであった。司教の巡察権を否定したり、修道院が巡察から免属されるべきであると主張したのではない。1251年のイノセントからの回答は、大司教の過剰なプロキュレーションを禁じ、属司教と協議のうえでしかるべく巡察せよとの命令なので、グロステストの主張の趣旨を踏まえている。スティヴンソンもこの読み方を採っている⁸³⁾。

修道院の免属特権についてもイノセントはグロステストのリヨン滞在中に回答している。修道院が保有する教区への司教の巡察権を認め、免属修道院も巡察をまぬかれないと明記している⁸⁴⁾。司牧に関してグロステストがイノセント

の主張と対立しているという箇所は史料上には見いだせない。

ところが研究史上ではたとえばギブズ Gibbs とラング Lang は、世俗化した教皇イノセント4世は、グロステストの厳格な改革精神を退け、グロステストのようなカトリック神学を世俗諸侯にまもらせようと押し付ける方法は不人気であり、教会法は世俗法とは原理的に対立したままであって、イノセント3世が第4回ラテラン公会議で目指した改革は達成されなかったとみなしている⁸⁵⁾。サザンは次のように言う。教皇を異端とまで呼ぶグロステストの主張は、当時の教会人の中でも孤立している。グロステストの考えでは教会を世俗権力への従属から解放することが求められている。リヨンで教会改革を叫んだが達成されなかったと⁸⁶⁾。

しかし上記のように、グロステストが教皇庁の過誤とみなされる事象に関してリヨンで指摘した内容に対して、イノセントはカトリック信仰に基づいて回答しており、世俗社会と妥協を図るようという主張は見られない。第4回ラテラン公会議の決議を西欧各地の司教が、その司教区の末端の信徒に至るまで浸透させるという意味を、司教も教皇も共有していたといえる。カトリック信仰の世界としての西欧社会を構築するという司牧観においては、1250年当時のグロステストもイノセントも対立点はなかった。では如何なる点で両者は異なっているとみなされたのか。

2. グロステストとイノセントの神学観

1245年リヨン公会議でイノセントは皇帝フレデリック2世を破門、廃位した。教皇は神の代理人として皇帝よりも上位に位置すると認識してのことであろう。グロステストも1253年の *Gravamina* でヘンリ3世に対して、教会が王の上位に位置すると明言している⁸⁷⁾。1122年ウォルムスの協約では、皇帝と教皇は対等になったと研究史上ではみなされているが、協約にはどちらが上位かは書かれていない⁸⁸⁾。13世紀のイノセント4世から見れば、教皇が神に近く、その下に位置付けられた皇帝を破門し、廃位することも可能であると見なして

いたであろう⁸⁹⁾。しかし実際には彼は皇帝によって攻められて、ローマからサヴォワを経てリヨンへ逃れて来ていた。

カトリック（普遍的）宇宙観が完成するということは、教皇を頂点とする教階制が地域の末端の教区司祭に至るまで行き渡り、中央の命令が一般信者にまで到達し、同一の信仰が西欧世界に浸透することを意味する。（実際には、イスラムの侵入、モンゴルの蹂躪、東の教会との対立、西欧内部での数々の異端の出現などによって、普遍的ではなかったのだが。）イノセント3世は13世紀初めに創設されたフランススキャンとドミニカンを採用して、教義の信徒への浸透に手段を見つけた⁹⁰⁾。ユース・コムーネと呼ばれる普遍法概念が聖俗両権力者に共有され、法的一体性が構想されようとしていた。教皇庁の体制も中央の枢機卿制、教会裁判制、教皇選挙制、司教叙任権の一元的掌握、教皇による特免の制度化、司教による司祭叙任方式の制度化、などがイノセント3世時までに実現していた⁹¹⁾。第4回ラテラン公会議の決議（カノン）によって、聖俗の区別が明記され、教会の世俗権からの自由が宣言された。その後、その宇宙観を各地の司教区にもたらし実施することが教皇庁の課題であった。イノセント4世はそれが達成されたという前提で、高位聖職者叙任権を駆使して、各地の空位司教座や聖堂参事会職へ、ローマから教皇庁での働きに応じてイタリア人聖職者を送り込み、また特使を派遣して中央の命令をイングランドやウェールズの教会に浸透させ、中央集権制を成立させていたからである。イングランドの場合には教皇特使パンダルフやオット、オットボノがその例である。このような制度面での教会強化策と並んで、信徒へのカトリック信仰の浸透も図られた。グロステストが司教の巡察について参事会と対立しリヨンで争ったとき（1245年）、イノセントはグロステストの主張を認め、司教の巡察権を有効とした。中央の教義を在地の司祭が現地信徒に行き渡らせていることが、カトリック世界観にとって、聖界が俗界を包含しているという説明にとっての、必須の達成目標であった。

教皇のネポティズムは教皇の世俗化の悪弊とみなされ得るが、子を甥と称し

てイタリア以外の地の聖職につかせることで、教皇の教えを外国に伝える役目を果たさせることも期待された。イタリア人を受け入れたイングランド聖職者や世俗推挙権者の側は、教皇によって叙任された者に、教皇庁との仲介役の機能を期待し得た。複数の角度から見れば、中央集権制を最もよく示す政策でもある。ニコライズムは教会法で禁じられ、世俗化例とみなされ得るが、聖書にはその根拠を見出せないといわれる。シモニアも教皇から見れば、金で対立者を宥め得るのであれば、中央集権制を維持するうえで採用すべき政策といえる。イノセント4世は教皇を頂点とする教階制を確立して、それぞれの位階の聖職者をあたかも自分の手足のように駆使して、教皇の超越性を実現し、超越者としての権威を利用して、その実行に反対したり敵対する教会内勢力を無視した。グロステストがリヨンで非難した論点であるネポティズム、プロキュレーション、叙任時上納金についても、教皇から見て必要な策である場合には、教皇は自らの策の正当性を確信し、実行した。

その結果、カトリック世界観は自己矛盾を起こした。体制維持を図れば図るほど、体制の腐敗が増長するからである。イノセントは、教皇に忠実なヘンリ3世のパトロネジ（聖職推挙）政策を受け入れて、Peter of Savoy, Boniface of Savoy, Aymer de Lusignan, John Manselらに高位聖職や聖職録取得や兼有を許し、シチリアを教皇の手に取り戻すために十字軍課税や目的地の付け替え commutation を認め、王弟リチャードへのシシリー王位継承を持ち掛けて⁹²⁾、ヘンリの王権を立て直す手助けをした⁹³⁾。カトリック宇宙観に基づいて、世俗権力者の権力構想に関われば関わるほど、イングランドのカトリック信者は教皇による聖職者課税で収奪され、世俗権力による支配を強化されるので、信者の教皇への信頼は薄れる。イノセントは司牧の意義については、グロステストと理解を共有していたが、神の意図の下に西欧カトリック世界の平和を維持する責任者としては、教階制の維持と中央集権化策を採らざるを得ず、その手段としてのプロキュレーション、ネポティズム、シモニアを黙認せざるを得なかった。時代は下るが、イングランド司教たちによるグロステストの列

聖申請を教皇は却下した。教皇庁は司牧よりも制度面での中央集権化策をより重視していた。教皇庁のカトリック世界観維持策はイノセントが世俗化したからつぶれたのでも、グロステストが頑固に原則にこだわって教皇を批判した結果、崩壊したのでもなく、教皇がその世界観の維持強化を図る政策を取ったがゆえに、それを崩壊させる現象を引き起こして、自己矛盾を侵す結果となり、カトリック信仰による宇宙観は実現可能性を失って行った。

イノセントに対して、グロステストはカトリック神学の世界観を確信し、ラテラン公会議決議の実現という方針を堅持する。神の配慮をこの世に実現することで平和が回復し維持され、信者凡てが満足する社会を建設し得るとの確信を実行に移す。彼の課題は世俗権からの教会特権への介入を阻止することであり、武力で排除するのではなく、イングランド・パーラメントでの諸侯の決議と国王の同意によって神法としてのマグナ・カルタを守らせることで、世俗権力の自重を促そうとし、1253年には成功した⁹⁴⁾。不満を述べ、説教すれば世俗権力が同意するという形式が功を奏した。1250年にはイノセントの中央集権化策の問題点をリヨンで指摘した。実際イノセントの中央集権化策は政治面では失敗していた。グロステストはイノセントが皇帝に対して武力をもって対抗したことを非難した。イノセントは1245年リヨン公会議での演説は4つの敵を挙げていた。イスラム、モンゴル、異端、そして皇帝である。しかしグロステストは国王の教会特権への侵害を非難したが、敵とはみなしていない。司教区信徒への司牧によるカトリック世界観の実現を目指す司教と、西欧カトリック世界の信仰統一を担う教皇との違いが表面化した。両者はこの点で異なっていた。

グロステストはリンカン伯夫人へ領地経営指南書を送ったが、従来の研究では農業中心の社会を前提に伯や司教の領地経営がなされているから、聖俗諸侯共通の話題としての領地経営に関する発言であるとみなされてきた⁹⁵⁾。またグロステストは最初の巡察で11人の修道院長を解任したが⁹⁶⁾、彼が行ったのはそこまでであって、修道院経営の実際にまでは介入していない。司牧の任務は世

俗の信徒に神の教えを説くことであって、説かれた信徒が現実はどう反応しても、司教はそれに介入するべきではなく、介入に必要な暴力を持たず、指導が客観的公平、であるためには、聖職者は世俗に介入するべきでもない。グロステストはこの方針を貫いた。

おわりに

司牧を重視することによってカトリック信仰を西欧社会の隅々にまで行き渡らせるという理想を、イノセントもグロステストも共有していたが、教皇は教会の制度を強化することに気を配った。これに対してリンカン司教は制度によって信仰を深め得るとはみなさず、司牧を重視し司牧者の思想の錬磨によって、救霊を徹底すれば、理想のカトリック世界が成立し得ると考えた⁹⁷⁾。リヨンでの第4文書で、グロステストは教皇や大司教が教会裁判において制度や手続きにこだわる結果、良き司牧が実現できていないと批判している。司教区巡察で無教育な司祭や、脱俗とは言えない生活を送る修道院長を解任したのも、制度よりも司牧者の資質を重視する彼の信仰観に由来する事例であろう。人の手で作られたカノン法の制度や手続きは、固定しているようにみえるが、運用する人の裁量によって異なる結果に至り得る。必ずしも信徒の安心や幸福に結果するとは言えない。人が作った制度や法がどのように変わろうとも、神意に基づく教会運営を行い、信仰生活を送れば、世界は平和で幸福な生活を実現し得る、とグロステストはみなしている。そのために聖職者は神の声を聴き、信徒を導く任務を負っている。リヨンでグロステストはこれをイノセントに伝えようとした。

グロステストが教皇庁の政策についてリヨンで指摘した論点のうち、イノセントが判断を下さなかった、或いは改善がなされなかった点は二つある。一つは、カンタベリ大司教が空位聖職の収入権を譲与されていることの改善の指摘であり、もう一点はヘンリ3世への十字軍のための聖職者課税を認めた教令の不当性指摘である⁹⁸⁾。前者はリンカン司教の管轄する権利ではなく、教皇が大

司教個人に授けた特権である。同時代の状況を考慮に入れると、イノセントは大司教であったボニフェイス・オヴ・サヴォワ個人に対して、返礼としての贈与をする状況にあったゆえの措置とみなせる。皇帝に攻撃される前にイタリアを去り、リヨンへ逃れるルートとしてのトリノ、サヴォワ伯であったサヴォワ家の助力は、イノセントにとって欠かせなかったからだ。またイングランドの聖職者を統括するカンタベリー大司教への宥和策とも受け取れる。後者・十字軍税の承認は教皇が世俗権力者である国王との関係で起きた許可事項である。ラテランのカノンに従えば、聖職者課税を許可し得るのは教皇であり、十字軍は教皇が主導する聖なる活動であるので、教皇には反対する理由がない。これらの論点は聖職者が世俗世界の現象に対処する場面で生じている。聖俗が一体のものともみなすグロステストの宇宙観とは異なり、世俗世界は神の宇宙の中に位置付けられていても、独立した論理で運営され得るとみなす宇宙観が生じている事例とみなせるかもしれない⁹⁹。

イノセントが利己心や世俗的性格によってグロステストの指摘に対処したのか否かに関わりなく、彼は教階制や中央集権化策、信仰の統一に関しては一貫した政策をとった。グロステストもその方針には異論を唱えていない。教会のカトリック信仰を守る政策のうち批判すべき点をグロステストが指摘し、イノセントは信仰と体制の維持に必要な措置をとった。グロステストは制度を運営する人間が、もしカトリック信仰を維持する心を持たず利己心で動けば、いかに良い制度であっても破綻するであろうとリヨンで指摘した。

グロステストの宇宙観が実現不可能な絵空事であったにも拘らず、強引に無理な計画を教皇や国王に押し付けたとみなせるだろうか。ラングが実証したように第4回ラテラン公会議以後イングランド司教たちは、イングランド教会のカトリック化のために努力していた。13世紀前半の西欧には公会議の決議を実現し得る状況が実在していると彼らが判断したからこそ、努力したのであろう。13世紀半ば、1250年をまたぐ時代に教皇となったイノセント4世は、改革者として名高いイノセント3世の偉業を引き継ぐ意思を明確にして、イノセン

トの教皇名を引き継いだといわれている。しかし時代は大きく変わろうといっていた。

キリスト教信仰の徹底と教会の中央集権化という構想は、1250年皇帝フレデリック2世の死によって大きく変化した現実社会によって、変化することを迫られていた。その後約20年間事実上皇帝は存在しなかった。西欧世界の平和維持の構図が大きく変わり、西欧世界の中での教皇の役割も変化せざるを得なかった。第2節でみたように、グロステストは世俗国制については具体的な構想を殆ど示していない。司教と同じく、世俗権力者たちも被治者に対して司牧者として臨むようにと説教している。神意に基づく統治が可能であるとの前提での立論である。聖職者が国王の官僚として採用されることを戒め、聖が俗に下属することを禁じている。イノセントとは異なる対応であるが、それが限界を迎える時代が始まろうとしていた。

注

- 1) Stevenson, F. S., *Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln*, London, 1899, Ch. 13, p. 279.
- 2) Thomson, S. H., *The Writings of Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln 1235-1253*, Cambridge, 1940. トムソンはロバート・マーシュの名を挙げるが、K. Majorの実証によれば、リチャード・グレイヴスエンド Richard Gravesend が正しい。Major, 'The Familia of Robert Grosseteste', in Callus, D. A., *Robert Grosseteste*, Oxford, 1955, p. 218. Pantin, W. A., 'Grosseteste's Relations with the Papacy and the Crown', in Callus, *Robert Grosseteste*, Oxford, 1955, や Sieben, S., 'Robert Grosseteste at the Papal Curia, Lyons 1250: Edition and the Documents', *Collectanea Franciscana*, 41, 1971 も誤認している。Goering, 'Robert Grosseteste at the papal Curia', in *A Distant Voice*, ed., J. Brown and W. P. Stoneman, Notre Dame Univ. Press, 1997, p. 254 参照。
- 3) McEvoy, J., *Robert Grosseteste, Great Medieval Thinkers*, Oxford, 2000 p. 42.
- 4) Wharton によって17世紀1691年に刊行されている。*Anglia Sacra, sive Collectio Historiarum, pars secunda*, London, 1691.
- 5) Sieben, *Collectanea Franciscana*, 41, 1971, pp. 340-93.
- 6) Sieben, op. cit., p. 344-49.
- 7) *Ibid.*, pp. 350-93.
- 8) *Fasciculus rerum expendarum et fugiendarum*, II, London, 1690, pp. 250-257.

- 9) *Anglia Sacra*, II, London, 1691, pp. 447-8.
- 10) Goering, J., 'Robert Grosseteste at the Papal Curia', in J. Brown & W. Stoneman ed., *A Distant Voice*, Univ. Notre Dame Univ. Press, 1997, pp. 253-276.
- 11) *Chronica Majora*, Rolls Series, v, 1857, pp. 97-8. (*CM* hereafter)
- 12) William (Babina 司教), Hugh of St Cher (Sancta Sabina, priest), John Cajestan Orsini (San Nichola in carcere Tulliano 大助祭, のちの教皇ニコラウス8世),
- 13) Goering, pp. 258-62. なお Pantin, W., 'Grosseteste's Relations with the Papacy and the Crown', in Callus, *Robert Grosseteste scholar and bishop*, Oxford, 1955, pp. 178-215 をも参照。
- 14) Gieben, p. 366.
- 15) Goering, p. 263.
- 16) Goering, p. 263.
- 17) *Councils and Synods*, II, 1, ed. Powicke, F. M., & Cheney, C. R., Oxford, 1964, p. 448. (*C&S* hereafter)
- 18) *C&S*, pp. 446-9; 261-65.
- 19) Gieben, pp. 377-8.
- 20) これについては McEvoy, *The Philosophy of Robert Grosseteste*, Oxford, 1982, pp. 471-77 参照。
- 21) Gieben, p. 379.
- 22) Gieben, p. 380.
- 23) B. Tierney, 'Grosseteste and the Theory of Papal Sovereignty', *Journal of Ecclesiastical History*, 6, 1955, pp. 1-17.
- 24) Gieben, p. 385.
- 25) *CM*, v, p. 186.
- 26) Luard, H. R., *Roberti Grosseteste episcopi quondam Linconiensis Epistolae*, Rolls Series, London, 1861, lxxii-lxxx; Southern, R., *Robert Grosseteste, The Growth of an English Mind in Medieval Europe*, Oxford, 1986. p. 289.
- 27) *CM*, v, p. 300.
- 28) Goering, p. 269 もそのように評価している。
- 29) *CM*, v, pp. 119-21.
- 30) 拙稿「1253年グロステストの *Gravamina*」『関西大学文学論集』69-4, 2020, 83-114頁。
- 31) Pantin, op. cit., p. 210.
- 32) Pantin, op. cit., p. 194 によればグロステストの司教在任中、10回の教皇による聖職叙任を命じられたという。
- 33) *Calendar of Entries in the Papal Registers Relating to Great Britain and Ireland*, i,

London, 1983, p. 178. (*Cal. Pap. Reg.* hereafter)

- 34) Sieben, *op. cit.*, p. 167, no. 37; Boyle, L. E., 'Robert Grosseteste and the Pastoral care', *Medieval and Renaissance Studies*, 8, *Proceedings of the Southeastern Institute of medieval and Renaissance Studies, Summer 1976*, ed., Dale, B., & Randel, J., Duke University Press, Durham, N. C., 1979, 1979, pp. 3-51, esp. pp. 30-31.
- 35) *CM*, v, p. 403.
- 36) Boyle, *op. cit.*, p. 32.
- 37) 前者は「司教は宛行を強制されない」という趣旨, *Cal. Pap. Reg.*, i, p. 216; 後者は「司教は教皇から召喚されない」という趣旨, *ibid.*, i, p. 234.
- 38) *Annales Monastici*, i, Rolls Series, pp. 314-7. (*AM* hereafter) マッシュー・パリスはバートン年代記のこの記録を複写した模様である。*CM*, vi, 260-64; BL Nero, D. 1, f118r-v.
- 39) Stevenson, *op. cit.*, p. 317. ステイヴンスンは発行を1252年5月とみなしており, 教書 *Postquam Regimini* との関連には触れていない。スミスも52年説をとる。Smith, A. L., p. 130.
- 40) *CM*, vi, p. 260. Smith, A. L., *Church and State in the Middle Ages*, Oxford, 1913, p. 130 は, 司教の宛行権を元の持ち主に返しただけのこと」と評価しているだけである。なお Powicke, F. M., *King Henry III and the Lord Edward*, Oxford, 1947, p. 281 をも参照。
- 41) *AM*, i, p. 314.
- 42) Boyle, *op. cit.*, p. 37.
- 43) Pantin, *op. cit.*, 183-9; Boyle, *op. cit.*, p. 38.
- 44) *CM*, v, p. 355.
- 45) イノセントの本心は, 甥に聖職禄を宛がって貰いたいということを司教が忖度して欲しいということであろうと, ボイルは推測している。*Postquam Regimini* の写本は30以上現存している。Boyle, *op. cit.*, p. 38.
- 46) *AM*, i, pp. 302-3. 大司教宛の教書は p. 304; *CM*, vi, 228-9; C&S 447-8; Goering, *op. cit.*, p. 268.
- 47) Southern, *op. cit.*, p. 282. サザンとは全く異なる文脈においてであるが, メイトランドはグロステストの教皇への抗議は論理矛盾であると断言している。Maitland, *Roman Canon Law in church of England*, London, 1889, pp. 66-7. Cf. Stevenson, *Robert Grosseteste*, p. 312. 教皇の至上性を認めた以上, 教皇への抗議は成り立たないという論旨である。Tierney, B. Grosseteste and the theory of papal sovereignty, *Journal of Ecclesiastical History*, VI-I, 1955, pp. 1-17 がメイトランド説を批判している。
- 48) Boyle, *op. cit.*, pp. 36-7.
- 49) Goering, *op. cit.*, p. 270.
- 50) Smith, T. W., The Italian Connection Reconsidered: Papal provision in *Thirteenth*

Century England, Thirteenth Century England, XVII, 2019. (academia edu. accessed in Nov. 25, 2020.)

- 51) McEvoy, J., *Robert Grosseteste, Great Medieval Thinkers*, Oxford, 2000, pp. 44-46.
- 52) Ambler, S. T., On Kingship and Tyranny: Grosseteste's Memorandum and its Place in the Baronial Reform Movement, *Thirteenth Century England*, 14, 2013, Boydell, p. 116.
- 53) Ibid., p. 117. マディコットもグロステストがシモンに「王と僭主」論を送ったと書いている。Maddicott, Simon, p. 99. 注記された箇所 Bémont, C., *Simon de Montfort*, English translation by Jacob, E. F., Oxford, 1930, p. 151, n. 2 には、そうとは書かれていない。
- 54) Ibid., p. 124. Jobson, A., 'John Crakehall: the forgotten baronial treasurer, 1258-60, *Thirteenth Cent. Eng.* 13, Boydell, 2011, p. 88; *Cal. Pat. Rolls*, 1258-66, p. 1.
- 55) Bémont, 'Simon de Montfort', *Ruvue Historique*, iv, 1884, p. 254;
- 56) Bémont, *Simon de Montfort*, Paris, 1884, p. 318, n. 2.
- 57) *The Letters of Adam Marsh*, ed. and translated by Lawrence, C. H., Oxford, 2006, 2010, i, Letter 25, p. 57; Bémont, *Simon de Montfort*, Oxford, 1930, pp. 44, n.
- 58) Maddicott, *Simon de Montfort*, p. 355.
- 59) Ambler, op. cit., p. 128. 「グロステストがシモンに注意を向けさせた議論の型や影響力を考えれば、司教が1258年にバロンたちのカウンシルがとった政策の幾つかに機動力を与えたといえる。」
- 60) このことはアムブラーも認めている。Ambler, op. cit., p. 125. しかし彼女の論文ではリヨンでの陳述や聖書の王権論と、アリストテレス注釈とがまとめてシモンに注入されたかのごとき議論になっている。その他にもアムブラーの論文には不完全な叙述が見られる。Ambler, p. 118. 彼女はグロステストのリヨンでの陳述全体のことを Memorandum と記述しているが、これは8つの陳述のうちの第1番目に Sieben, 1971, p. 341-2 が付けた呼び名であって、全体のそれではない。Thompson, op. cit., p. 142. そして、その Memorandum には「王と僭主」論で扱われたテーマは出てこない。上記のパンティンの紹介を参照。Pantin, op. cit., pp. 209-10. シモンの国制改革計画も出てこない。McEvoy, *Great Medieval Thinkers*, p. 44. も私説と同様の見解を示す。
- 61) Maddicott, *Simon de Montfort*, Cambridge, 1994, p. 99.
- 62) Bémont, *Simon*, 1930, p. 44, n. 2. 'Remitto dominationi vestre abbreviationem illam quam scripsistis de principatu regni et tyrannidis, sicut misistis signatum signo comitis Leycestrie.' *Monumenta Franciscana*, ed. Brewer, J. S., Rolls Ser. 1858, Letter 25, p. 110.
- 63) ここで言及したアダム・マーシュの書簡25では、レスタ伯の名を挙げたこの箇所は書簡の冒頭に位置し、そのあとにレスタ伯が息子ヘンリの教育をグロステストに願い出た件が続き、レスタ伯がグロステストの救霊活動に熱心である点に関心を持っていることを伝えたうえで、フランシスカンのアダムと司教グロステストとの神学論議の本論に

入る。世俗国制の話題は全く登場せず、グロステストがレスタ伯に文書を見せた件は、本論で扱う救霊のテーマの入り口として扱われているようにも読める。

- 64) Lawrence, C. H., *The Letters of Adam Marsh*, vol. 1, Oxford, 2006, pp. 56-63.
- 65) Sieben, p. 378.
- 66) Ibid. pp. 377-8.
- 67) 引用されているのは、アリストテレスのニコマコス倫理学、第8巻、第10章からの引用箇所についてのグロステスト自身の翻訳と注釈である。
- 68) 『アリストテレス全集』15巻、「ニコマコス倫理学」神崎繁訳、岩波書店、2014年。340-344頁。該当箇所の邦訳。「このうち最善のものは王制であり、最悪のものは資産家制（ティーモクラティア）である。そして王制からの逸脱は僭主政である。というのもこの両者は唯一者支配であるが、大きな違いがあるからである。つまり、僭主は自分自身にとっての利益を図るが、王は支配される者たちの利益を図るのである。実際、自足的でなく、あらゆる善き事柄について優越していないような者に、王たる資格はない。王の資格がある者は、それ以上に何も必要としない者である。だからこそ、王は自分自身の利益ではなく、支配される者たちの利益を図ることが出来るのである。そうでない者は一種の肩書だけの王ということになろう。他方、僭主制はこの王制とは正反対のものである。なぜなら僭主は自分自身にとっての善を追求するからである。したがってまた、僭主制の場合、王制からの最悪の逸脱状態であることはより明らかとなる。最善のものの反対は、最悪のものだからである。」「父親が息子に対して持つ共同関係は、王制の形態をとるからである。つまり父親は子供のことを気遣うからである。……そもそも王制は、父親的な支配であることを望んでいるのである。だがペルシアにおける父親の支配は、僭主的である。なぜならペルシアの父親は、息子を奴隷として扱うからである。実際、主人の奴隷に対する支配もまた、僭主的なものである。なぜなら、そうした支配においては、主人の利益が実行に移されるからである。」
- 69) Pantin, op. cit., pp. 212-3.
- 70) Goering, op. cit., pp. 265-6; McEvoy, *The Philosophy of Robert Grosseteste*, pp. 471-77.
- 71) Ambler, op. cit., p. 118.
- 72) *Monumenta Franciscana*, RS, 1858, pp. 111, 225, 264, 271.
- 73) Pantin, op. cit., pp. 205-6.
- 74) Southern, *op. cit.*, p. 287.
- 75) Powicke, *King Henry*, p. 391, n. 1.
- 76) Smith, A. L., *Church and State in the Middle Ages*, Oxford, 1913, ch. 4.
- 77) グロステストも他のイングランド高位聖職者たちも、俗人が聖職者に聖職禄を宛がうことを否定してはいない。聖職者も世俗世界の人間なので、その生存を世俗世界が保証することは、司牧を受ける俗人信徒にとって必要な義務である。

- 78) Smith, A. L., p. 156.
- 79) *Ibid.*, p. 142.
- 80) *CM*, vi, p. 210; Stevenson, *op. cit.*, p. 316.
- 81) Goering, *op. cit.*, p. 268; *C&S*, II-1, pp. 447-8.
- 82) Goering, *op. cit.*, p. 268; *AM*, i, p. 300 には5通の教書のコピーが含まれる。*C&S*, pp. 228-9 にも。日付は1252年7月8日、5月27日などばらつきがあるが、ガーリングは6月8日とみなしている。p. 275, n. 56.
- 83) Stevenson, *op. cit.*, pp. 316-8.
- 84) *CM*, vi, p. 300; Goering, *op. cit.*, p. 269; Stevenson, *op. cit.*, pp. 282-3. 修道院がこの件で教皇へ上訴することも禁じている。
- 85) Gibbs, M. and Lang, J., *Bishops and Reform, 1215-1272*, Oxford, 1934, pp. 174-9.
- 86) Southern, *op. cit.*, pp. 292-5.
- 87) 拙稿「1253年グロステストの *Gravamina*」88頁。
- 88) 『西洋法制史料選』II, 創文社, 1978年, 90-97頁。
- 89) 尾崎秀夫「教皇インノケンティウス四世の政治理論における教皇権と世俗権」『史林』77-1, 1994年, 60-63頁。
- 90) デイヴィッド・イベットソン, 朝治啓三・直江眞一訳「イングランド法とヨーロッパ共通法, 1450-1650年」『法政研究』73-4, 2007年。
- 91) Sayers, J., *Robert Grosseteste, England and the Thirteenth Century Papacy*, Lincoln, 2004, pp. 9-10, 23.
- 92) Smith, *Church and State*, Ch. 5, pp. 192-209, Ch. 6, pp. 217-245.
- 93) 1245年以後も破門された皇帝は折れず、リヨンでグロステストと会見した1250年まではフレデリック2世が生きて教皇を暴力で追い詰めていたから、教皇はそれに武力で対抗する必要があり、自前の暴力を持たない教皇は、宗教的制裁によって当面の危機を逃れるしかなかった。皇帝フレデリック2世が死んだ1250年12月以後は、その子コンラート、孫コンラディン、庶子マンフレートと戦わねばならずやはり武力を必要とした。1257年にヘンリ3世の弟リチャードをドイツ王にしてからは、教皇は漸く皇帝の武力を恐れる必要はなくなったが、皇帝が不在となり、今度は教皇が一人で西欧カトリック世界の平和維持責任者の任務を背負わねばならなくなった。結局1256年以後の教皇は自ら皇帝の役をも果たさざるを得ず、官僚と軍隊を持たない教会と教皇には世俗世界の統括役は務まらなかった。
- 94) 拙稿「1253年グロステスト」pp. 105-7.
- 95) Oschinsky, D., *Walter of Henry*, Oxford, 1971.
- 96) Sayers, *op. cit.*, p. 15.
- 97) グロステストにおける神の法、自然の法の位置づけについては, Hoskin, Ph., *Robert*

Grosseteste and the 13th-century Diocese of Lincoln: an English bishop's pastoral vision,

Brill, 2019を参照。拙稿紹介, 『西洋中世研究』11, 2019, pp. 178-79.

98) Boyle, op. cit., pp. 29-33, 39-40. Goering, op. cit., p. 269.

99) McEvoy, *Great Medieval Thinkers*, pp. 81-87, 91-2, 109-10, 124-5, 127-9.